

加美町最終処分場建設計画を断念するよう求める決議

1 現在、環境省は、宮城県加美町の田代岳（本件候補地）付近を、福島第一原子力発電所の事故により宮城県内に発生した8000ベクレル以上の放射性廃棄物を焼却して埋め立てる施設（本件最終処分場）の最有力候補地とし、そのための現地調査を実行しようとしている。

2 本件候補地付近には、鳴瀬川に通じる長沼沢、江合川に通じる岩堂沢、奇妙沼があり、鳴瀬川は2市4町、江合川は2市1町を流れ、これらの河川の水は、宮城県民の生活用水の水源になっている。そして、そのため、本件候補地付近一帯は、ふるさと宮城の水循環保全条例によりその地域の良い水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、宮城県水道水源保全地域の第一号に指定されている。

本件最終処分場から放射性物質が漏れた場合、この水源が汚染されることになり、そうなれば、加美町だけではなく、大崎市、美里町、涌谷町、色麻町、石巻市、松島町、東松島市等の宮城県各地に居住する住民にまで、健康被害が及ぶことになる。

3 また、本件候補地付近は豪雪地帯であり、放射性物質が漏洩していないかを常時管理することが困難な場所である。本件候補地付近の県道は、冬場は標識が隠れるほどの積雪があり、管理上の問題が起こった場合でも迅速に対応することは不可能である。その上、本件候補地付近は暴風地帯であり、仮に、焼却灰が飛散した場合などには、汚染が広範囲に広がるのが予想される。焼却した際に生じる煙に放射性物質が残っていた場合も同様である。

4 さらに、本件候補地に最終処分場が建設されれば風評被害が発生する。

鳴瀬川、江合川が流れる上記各地域は、いずれも農業や観光業が盛んな地域であり、これらの産業なくしては当該地域が崩壊してしまうような重要なものである。平成23年3月の福島原発事故後、放射能汚染により、宮城県内の本件候補地周辺地域において、農業や観光業を中心として甚大な風評被害を受けた。今回、放射性廃棄物を焼却して埋め立てる本件施設を建設すれば、再び、同地域の農業・観光業を初めとする産業が風評被害を受けることは明白である。

5 国が、本件最終処分場を建設するためには、候補地に対し詳細調査を実施しなければならない。一方、詳細調査が行われれば、その後、国は、一気に本件最終処分場の着工に入るおそれがある。

本件最終処分場の建設が目論まれている地域は、上記のとおり、宮城県の広範囲な地域の水源となっており、また、積雪により管理が困難な土地であり、本件最終処分場の建設には適さない土地である。また、本件最終処分場がひとたび建設されれば、風評被害により、その周辺地域の産業が風評被害を受けることは明白である。

にもかかわらず、本件最終処分場を建設すれば、同地域で暮らす人々の健康被害や生活基盤の被害が生じ、その人格権（憲法13条、25条）を侵害することになる。

したがって、我々自由法曹団は、国に対し、同地域での最終処分場建設計画の遂行に抗議するとともに、同計画を断念するよう求めるものである。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会